

佐賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月三日

佐賀県知事 古 川 康

## 佐賀県条例第二十六号

佐賀県税条例の一部を改正する条例

佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十六条の六第一項中「第三十九条の七の二」を「第三十九条の七」に改める。

附則第五条の五第一項第三号及び第五条の六第一項第二号中「第四十一条の十八」の下に「、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三」を加える。

附則第十三条中「平成四年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に改め、「各事業年度分」の下に「又は各連結事業年度分」を加え、「及び同期間内における解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人税額に係る法人税割（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。次条において同じ。）並びに法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託（以下「特定信託」という。）の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間に終了する各計算期間の所得に対する法人税額に係る法人税割」を削る。

附則第十四条第一項中「各事業年度分」の下に「又は各連結事業年度分」を加え、同条第五項中「当該事業年度」の下に「又は連結事業年度」を、「前事業年度」の下に「又は前連結事業年度」を加える。

## 附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六十六条の六第一項の改正規定並びに附則第十三条の改正規定（「平成四年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に改める部分を除く。）並びに附則第十四条第一項及び第五項の改正規定は公布の日から、附則第五条の五第一項第三号及び第五条の六第一項第二号の改正規定は平成二十四年一月一日から施行する。

佐賀県税条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p><b>第六十六条の六</b> 知事は、土地改良区が土地改良法第五十三条の三第一項又は第五十三条の三の二第一項の規定により換地計画において定められた換地（施行令第三十九条の七で定めるものに限る。）を取得した場合において、当該換地をその取得の日から二年以内に譲渡したときは、当該土地改良区の申請により当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>2 略</p> <p>附則</p> <p>(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p><b>第五条の五</b> 平成二十年度から平成二十八年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条及び次条において「居住年」という。）が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から</p>	<p>(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p><b>第六十六条の六</b> 知事は、土地改良区が土地改良法第五十三条の三第一項又は第五十三条の三の二第一項の規定により換地計画において定められた換地（施行令第三十九条の七の二で定めるものに限る。）を取得した場合において、当該換地をその取得の日から二年以内に譲渡したときは、当該土地改良区の申請により当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>2 略</p> <p>附則</p> <p>(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p><b>第五条の五</b> 平成二十年度から平成二十八年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条及び次条において「居住年」という。）が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から</p>

改正後	改正前
<p>控除するものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）</p> <p>2・3 略</p> <p><b>第五条の六</b> 平成二十二年度から平成三十五年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分</p>	<p>控除するものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）</p> <p>2・3 略</p> <p><b>第五条の六</b> 平成二十二年度から平成三十五年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分</p>

改正後	改正前
<p>の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）</p> <p>2・3 略</p> <p>（県民税の法人税割の税率の特例）</p> <p><b>第十三条</b> 平成四年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第四十条の規定にかかわらず、百分の五・八とする。</p>	<p>の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）</p> <p>2・3 略</p> <p>（県民税の法人税割の税率の特例）</p> <p><b>第十三条</b> 平成四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に終了する各事業年度分の法人税割及び同期間内における解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人税額に係る法人税割（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。次条において同じ。）並びに法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託（以下「特定信託」という。）の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間に終了する各計算期間の所得に対する法人税額に係る</p>

改正後	改正前
<p>(県民税における中小法人等に対する不均一課税)</p> <p><b>第十四条</b> 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち資本の金額若しくは出資金額が一億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は第三十条第五項において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年千万円以下のものに対する前条に規定する期間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、同条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に五・八分の〇・八を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2) 4 略</p> <p>5 第一項の規定を適用する場合において、法人税法第七十一条第一項(同法第四百四五条において準用する場合を含む。)又は第八十八条の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の法人税割の課税標準となる法人税額は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度又は前連結事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して得た額の十二倍の額に相当する額によるものとする。</p> <p>6 略</p>	<p>る法人税割の税率は、第四十条の規定にかかわらず、百分の五・八とする。</p> <p>(県民税における中小法人等に対する不均一課税)</p> <p><b>第十四条</b> 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち資本の金額若しくは出資金額が一億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は第三十条第五項において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年千万円以下のものに対する前条に規定する期間に終了する各事業年度分の法人税割額は、同条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に五・八分の〇・八を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2) 4 略</p> <p>5 第一項の規定を適用する場合において、法人税法第七十一条第一項(同法第四百四五条において準用する場合を含む。)又は第八十八条の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の法人税割の課税標準となる法人税額は、当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額を前事業年度の月数で除して得た額の十二倍の額に相当する額によるものとする。</p> <p>6 略</p>